

◎税務署から送られてきた「確定申告のお知らせ」

「納付書」は持参してください。

CTGの建交労 とちぎ

発行所 全日本建設交運一般労働組合
 栃木県本部 〒327-0315
 栃木県佐野市吉水駅前1-2-1
 Tel. 0283-62-7312 fax 0283-62-7318
 www.kenkourou.or.jp/
 E-mail: DQJ06744@nifty.com

予約制で確定申告相談会実施中

感染対策徹底して

- 二月から三月十五日
 まで確定申告相談会を
 実施しています。
- 【用意するもの】
- ① 昨年の売上げ、経費
 がわかるもの。自主計
 算書のない人は事務所
 に申し出てください。
 - ② 昨年の売上げ、経費
 金
 ③ 扶養家族の氏名、生
 年月日
 - ④ 昨年支払った国民健
 康保険、介護保険の
 金額
 - ⑤ 医療費の領収書。生



昨年2月22日相談会(防護服の着用は任意です)

- 【感染対策】
- ◎複数の組合員が滞在
 しないよう相談は事
 前予約制です。
 - ◎事務所内での検温、
 マスク、手の消毒に
 ご協力お願いしてい
 ます。
 - ◎来所することに不安
 のある方は郵送方式
 での対応も可能です。

自主・自力申告で納税者の権利を守ろう

- 計が同じ家族の分も
 合算できます。
 - ⑥ 妻、子供の収入金額
 - ⑦ 国民年金、生命保険、
 地震保険などの控除
 証明書
 - ⑧ 税務署から返送され
 てきた前年申告書控
 製した人は組合に問
 合せを。
 - ⑨ 住宅を購入又は増改
 築した人は組合に問
 合せを。
- 【無申告は加算税が】
 所得があつて申告し
 ない場合は十五%もの
 加算税(税額五〇万以
 下)と年七・三%の延
 滞税が加算される場合
 があります。
- 【新組合員も大歓迎】
 はじめて組合で申告
 する人も大歓迎です。
- 【平日の相談会】
 午前九時〜午後五時
 まで組合事務所。夜
 間も対応可。完全予約
 制です。必ず事前に電
 話をください。
- 【消費税申告】
 一般課税の人は、非
 課税経費と課税経費を
 区分集計していただく
 必要があります。
- ◎自動車保険・生命保
 険キャンペーン実施
 中。証券ご持参くだ
 さい。

運輸・建設労災年間保険料

コース	ダンプ 軽貨物	建設
1	27,600	36,000
2	42,000	56,400
3	50,400	70,800
4	60,000	84,000
5	69,600	98,400
6	79,200	111,600
7	87,600	
8	97,200	

二〇二二年度労災保
 険特別加入受付中です。
 労災保険は仕事上のケ
 ガに適用される国の保
 険です。一人親方とし
 て働く組合員は任意加
 入になっています。

民間保険と違い積極
 的に宣伝しないため、
 制度自体を知らない人
 が少なくありません。
 治療費や休業補償が
 国から支給されるので
 安心して働けます。

組合員の高齢化とと
 らに年々荷台からの転
 落など重傷事故が増え
 ています。
 公共工事現場では加
 入が就労する条件にも
 なっています。
 保険料は全額「社会
 保険料」として所得か
 ら控除できます。

国の補償制度で生活を守ろうー 労災保険新年度受付中です

2月27日・3月6日 会場都合により中止



新型コロナウイルスま
 ん延防止等重点措置のた
 め、2月27日、3月6
 日の出張日曜相談会は中
 止します。組合事務所
 行ないませんが、すでに両
 日ともほぼ予約が入って
 います。平日来所困難な
 人はご相談ください。

医療費の明細は事前に作成を

医療費の領収書添
 付は不要になりました。
 た。その代わりに
 「医療費の明細書」
 を提出することにな
 ります。

「氏名」「支払先
 (病院・薬局)」「
 「金額」ごとに事
 前に計算してまと
 めてください。

市役所などから送
 られてくる「医療費
 のお知らせ」も使え
 ます。
 領収書は五年間保存
 する必要があります。

元請責任と適正単価をに 明確にした「盛土規制法」に

国交省の作成した法案の概要

1. スキマのない規制

- 規制区域** ◆ 都道府県知事等が、盛土等により人家等に被害を及ぼしうる区域を規制区域として指定
⇒ 市街地や集落、その周辺など、人家等が存在するエリアについて、森林や農地を含めて広く指定
・市街地や集落等からは離れているものの、地形等の条件から人家等に危害を及ぼしうるエリア(斜面地等)も指定
- 規制対象** ◆ 規制区域内で行われる盛土等を 都道府県知事等の許可の対象に
※ 宅地造成等の際の盛土だけでなく、単なる土捨て行為や一時的な堆積についても規制

2. 盛土等の安全性の確保

- 許可基準** ◆ 盛土等を行うエリアの地形・地質等に応じて、災害防止のために必要な許可基準を設定
- 中間検査
完了検査** ◆ 許可基準に沿って安全対策が行われているかどうかを確認するため、
①施工状況の定期報告、②施工中の中間検査及び③工事完了時の完了検査を実施

3. 責任の所在の明確化

- 管理責任** ◆ 盛土等が行われた土地について、土地所有者等が常時安全な状態に維持する責務を有することを明確化
- 監督処分** ◆ 災害防止のため必要なときは、土地所有者等だけでなく、原因行為者に対しても、是正措置等を命令
※ 当該盛土等を行った造成主や工事施工者、過去の土地所有者等も、原因行為者として命令の対象になり得る。

4. 実効性のある罰則の措置

- 罰則** ◆ 罰則が抑止力として十分機能するよう、無許可行為や命令違反等に対する懲役刑及び罰金刑について、条例による罰則の上限(懲役2年以下、罰金100万円以下)より高い水準に強化

昨年7月に静岡県熱海市で発生した盛土崩落災害を受けて政府は来月、建設発生土を規制する「盛土規制法(仮称)」を制定する予定です。
この法律は、ダンプ労働者の仕事に大きな影響を与える可能性があります。組合では法律を審議する国会議員に対する要請に取り組みます。

どこに行ったら？元請責任

政府は熱海災害後再発防止に向けた検討会を重ね昨年12月提言を発表、そのなかでは具体的な対応策として「元請業者による建設発生土の搬出先の明確化等」「公共工事の発注者による建設発生土の搬出先の明確化等」が提言されています。ところが、その提言も

建設業界は重層下請構造です。ゼネコンなど元請建設業者が最も力を持っています。元請には現場で発生した残土処分代を適切に負担し最後まで管理する責任があります。残土処分代を叩き下請に丸投げする、これが不適正処分の構造です。だからこそ多くの専門家が元請責任を指摘してきたのです。

その一方で盛土を都道府県知事等の許可制にするとしています。新法が施行されれば処分場の新規許可は困難になり、処分場を求め運び手であるダンプ

労働者がより厳しい状況に追い込まれることになりかねません。国民の命と財産を守るために、実効性のある「盛土規制法」にする必要があります。

「適切な処分費用の確保を」 総務大臣が国交大臣に勧告

総務省は令和2年1月から残土実態調査を行い「運搬費や処分代を定額で積算するなど、搬出のコストを建設請負業者への支払代金に適切に反映していない」と認定、昨年末国土交通大臣に改善するよう勧告を行いました。

同時に民間工事においても「発注者による適切な費用負担が徹底されるよう発注者等に対し要請すること」を勧告しています。総務省も低単価問題が背景にあることを認めたことになり、この勧告は極めて重大です。

現場から学ぶ問題の本質

組合では1月26日、熱海市崩落現場を視察しました。崩落現場には搬入された残土がまだ大量に残っており、家屋解体ゴミ等も大量に埋まっています。長期にわたって各地から搬入されたことにより、極めて悪質な事例ではありますが、特別な事例ではありません。産廃同様排出者責任を法制化しない限り、より巧妙な形で行なわれる危険があります。



土石流が襲った宅地は更地に。被災者の生活再建は厳しい。



崩落面を少し削ると様々なゴミが出る。行政は災害前に措置命令を出せたはず。



崩落現場上部からの状況。まだ盛土が残っている。